

拓殖大学政治経済研究所主催公開講座  
2018年11月10日(土)

南シナ海・東シナ海  
中国の誤った行動と国際法に基づく正しい対応

南シナ海：島嶼領有権主張、九段線、埋め立て、EEZ支配

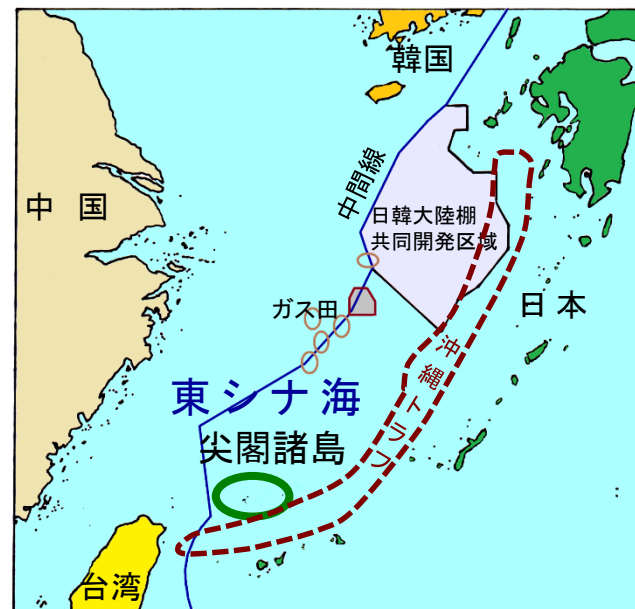
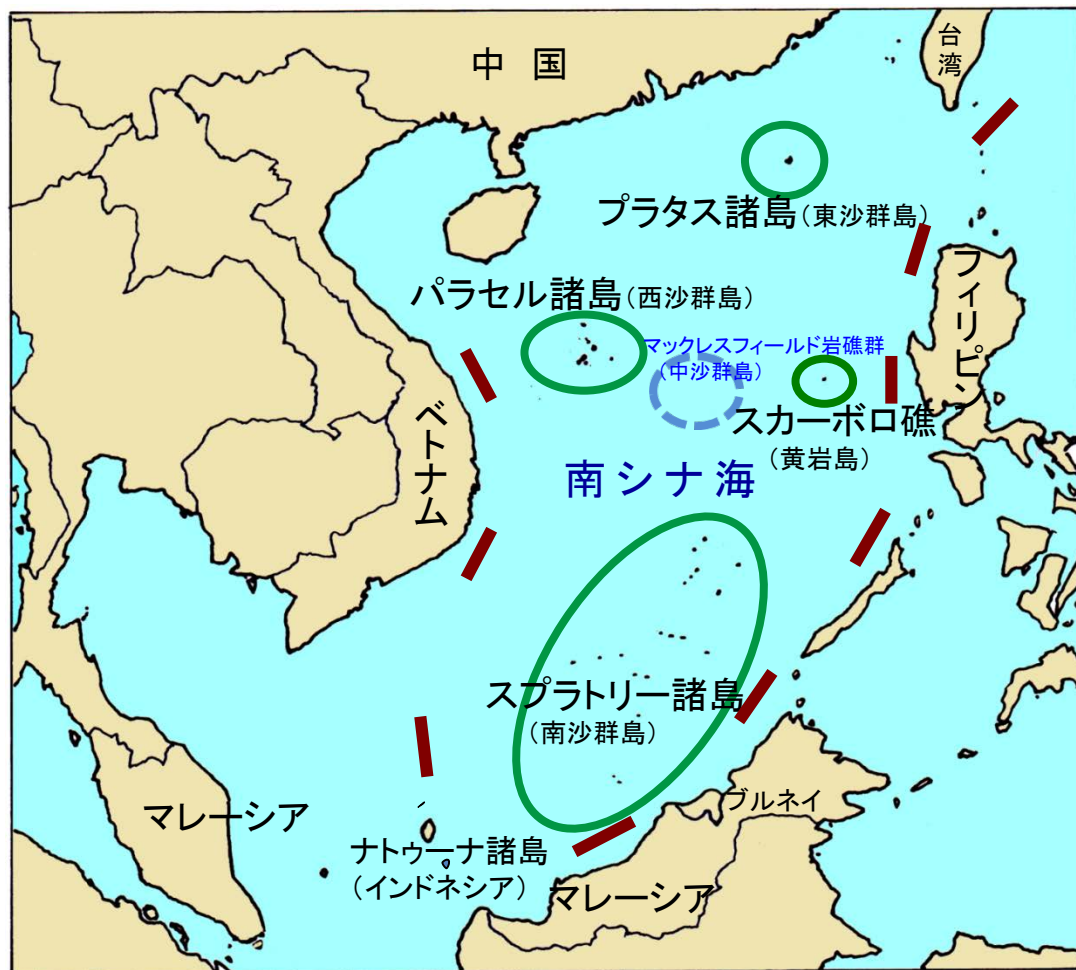
東シナ海：防空識別区、尖閣諸島主権侵害 など

© 拓殖大学政経学部教授 安保公人 2018年

# 問題の海域と島嶼

東シナ海

南シナ海



南シナ海島嶼の領有権主張国 (占拠国)

スプラトリー諸島: 中国、台湾、ベトナム、フィリピン、マレーシア

パラセル諸島: 中国、台湾、ベトナム

プラタス諸島: 中国、台湾

スカーボロ礁: 中国、台湾、フィリピン

# 中国の主な主張・行動と論点

## 南シナ海

- ① 南シナ海島嶼の領有権を主張し、占拠を拡大
- ② 九段線内側の南シナ海で、歴史的権利としての主権的権利・管轄権を主張
- ③ スプラトリー諸島海域の7箇所を埋め立て、大規模な基地を建設
- ④ 排他的経済水域(EEZ)で他国の安全保障活動を排除

## 東シナ海

- ① 尖閣諸島の領有権を主張し、政府船舶による領海侵入・主権侵害を常態化
- ② 沖縄トラフまでを中国の大陸棚と主張し、中間線付近で天然ガス開発、日本側水域で資源探査等を実施

①②の参考 web. 安保公人「国際法からみた尖閣諸島問題」(2013年10月19日 拓殖大学政治経済研究所主催公開講座)  
web. 安保公人「海洋安全保障の問題と必要な措置(法整備を含む)」(2012年12月18日)  
論文 安保公人「いわゆるグレーゾーン事態の必要かつ有効な法整備 ―自衛措置と主権侵害排除の措置―」  
防衛法学会『防衛法研究』臨時増刊号(2015年)

- ③ 東シナ海に防空識別区を設定し、外国機に強制措置実施を告知

論 点 (南シナ海の①②③④、東シナ海の③などについて)

中国の主張と行動は何が誤っているのか、事実と国際法に基づく正しい判断は、また、わが国はいかに対応していくべきか。

# 南シナ海島嶼領有権に関する国際法

## ① 国家権能(State authority)の行使/発現による領有権取得

(「古来の領土」主張の判断にも使用。 領有期日は、明確な先占取得や割譲条約と異なり、不明瞭)

☆ 国家が、その地域に対し、国家権能を継続的かつ平穩に行使(exercise)または発現(display)してきた。

☆ 国家が、主権者として行動する意図(intention)および意欲(will)を有し、かつ、その権能を当該地域に現実に行使または発現してきた。

- 領有権紛争が発生した時点を決定的期日とし、それ以前の事実証拠能力がある。
- 国家権能(行政権・司法権・立法権等)の行使/発現となる例は、政府支援探検隊の活動、査察のための国有船派遣、狩猟規制措置、税徴収、裁判実施、人口調査、軍施設の設置など
- 私人(漁民など)の行動は、国家権能の行使ではない。
- 軍艦が島の付近を航行した事実があっても、その島を自国領と認識してパトロール等をしているのであれば、国家権能の発現とはならない。
- 地図は、官製で正確であっても、極めて間接的な暗示(indication)を与えるのみ。  
(不正確な官製地図、民間地図および外国作成地図は、領有権の参考とはならない。)

## ② 先占取得

☆ 無主地に、領有意思をもって、実効的占有を行う。

※ 無主地: どの国の領有にも属していない地域。領有意思: 国による領土編入の宣言/立法措置/行政措置等。  
実効的占有: 継続的かつ平穩な主権行為の実行。

# 中国によるスプラトリー諸島領有主張の誤り

- 「古代から中国の領土」 1980年1月30日 中国外交部「中国の西沙群島および南沙群島に対する主権は議論の余地がない」  
 「中国固有の領土」 2016年7月13日「中国は南中国海における中国とフィリピンの紛争の話し合いによる解決を堅持する」

- ① 紀元前2世紀に中国人民は南海で航海を始め、長期の航海の実践によって南沙群島を発見した。  
**発見の具体的事実を示していない。発見は、国際法上、今日に至る領有権の根拠とはならない。**
- ② 元代の『島夷誌略』、明代の『東西洋行』『順風相送』、清代の『指南正法』『海国見聞録』、歴代漁民の『更路簿』などは、中国人民が南沙群島に渡った状況、群島の位置等を記載している。  
**『東西洋行』などでは、「萬里石塘」等(中国が南沙群島とする島)を、航路から東にそれた所にあつて、脱出できる船は希で、注意すべし、と記述している。これら航海案内書は、「萬里石塘」等を国家の領土とは記述していない。『更路簿』は、漁民の「航路に関する経験の記録」である。漁民のような私人の行動は領有権の根拠とはならない。**
- ③ 中国人民による開発経営に伴い中国歴代政府は両群島に対して管轄を行った。  
**中国はスプラトリー諸島に国家権能を現実に行使/発現したような事実を全く示していない。**
- ④ 明・清時代政府筋編纂の『廣東通史』等は南沙群島が広東省の所属であつたことを記載している。  
**清代の廣東通史は、「古史に…萬里石塘があるという。しかしながら、ともに外海にあるので、その実態については考証できない」と記述している。これはスプラトリー諸島に国家権能を行使/発現しなかった証拠となる。**

参照 ・ 嶋尾稔(慶応大学言語文化研究所)「中国・ベトナムの漢文文献の中の南シナ海方面の記述について」(2014年6月13日)  
 ・ 班偉(山陽学園大学)「南海諸島に関する中国史籍の記載について(上)(下)」『山陽論叢』第22巻(2015年)第23巻(2016年)  
 ・ 塚本孝(東海大学)「中国の主張するスプラトリー諸島領有根拠とその検討」『島嶼研究ジャーナル』第6巻1号(2016年10月31日)

## ※ 20世紀、第二次大戦前までの事実

スプラトリー諸島では1917年から1929年までと1935年以降、日本人による調査と日本政府承認下の燐鉱採掘事業等が行われた。中国政府が日本に抗議したとの事実は示されていない。

日本は、1938年12月の閣議決定で新南群島を日本領土とし、1952年発効のサンフランシスコ平和条約で放棄した。

**国際法上、スプラトリー諸島は「古代から中国の領土」ではなかった。**

# 南シナ海島嶼領有権に関する国際法上の判断と対応

**スプラトリー諸島**（決定的期日1946年：日本が1945年に事実上放棄、翌年フランスと中華民国が競合的に進出開始）

- ・中国 南沙群島は「古代から中国の領土」
- ・ベトナム チュオンサは「古来、ベトナムの領土」
- 中国・ベトナムとも、提示史書に国家権能を現実に行使/発現した記述はない。
- ・フィリピン カラヤン諸島は「先占取得」
- サンフランシスコ平和条約で日本は連合国に対し放棄したので「無主地」とは言えない。  
領有権争いがあるが平穏ではなく「実効的占有」要件を充たしていない。
- ・マレーシア 根拠を示していない。

4カ国とも国際法上の根拠を有していない。⇨ 係争地

**パラセル諸島**（決定的期日1932年：中華民国とベトナムの宗主国フランスとの領有権争いが生じた）

- ・中国 西沙群島は「古代から中国の領土」
- 史書に国家権能を現実に行使/発現した記述はない。1909年に清国が軍艦を派遣して主権表明をし、1927年に中国兵が一時上陸したが、「継続的かつ平穏」ではなかった。
- ・ベトナム ホアンサは「古来、ベトナムの領土」
- 19世紀前半に水軍を派遣するなど国家権能の発現はあるが「継続的」ではなかった。1932年に宗主国フランスは、中国に対し、パラセル諸島の領有権を主張し抗議をした。

両国とも国際法上の根拠は不十分。いずれが優位か判断し難い。⇨ 係争地

- ・ 南シナ海島嶼の領有権争いには中立の立場をとり、国際法に基づく解決を求める。
- ・ 武力により占拠した国の領土とは認めない。



# 南シナ海の九段線

1947年 中華民国が十一段線を引く。1953年 中華人民共和国が九段線を引く。2013年 十段線とする。



## 中国の主張

- ・ 2009年5月7日 国連に対する口上書  
中国は、南中国海の島々と接続する水域に主権を有し、また、関連水域に主権的権利と管轄権を有するとし、九段線図を添付。
- ・ 2015年10月30日 中国外交部声明  
南中国海における関連の権利は長い歴史の中で形成された。
- ・ 2016年7月13日 南海における領土主権と海洋権益に関する中華人民共和国政府声明  
中国は南海において歴史的権利を有する。

## 国際法

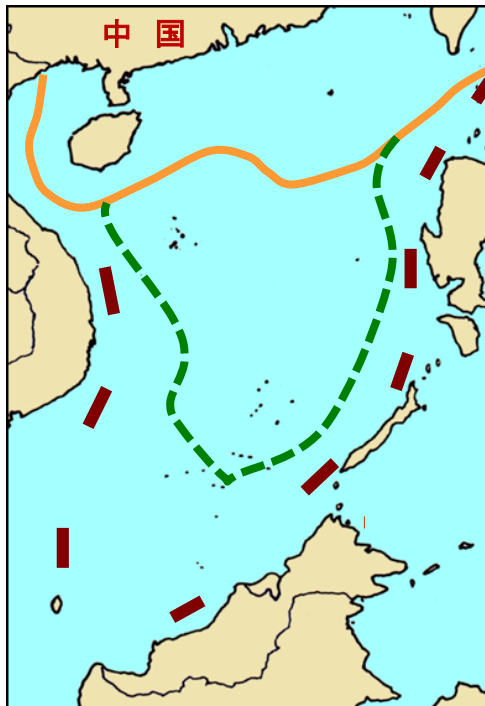
- ・ 国家は、国連海洋法条約に基づき、基線から200海里までの排他的経済水域（EEZ）と大陸棚で、資源等に主権的権利と管轄権を有するが、EEZ・大陸棚の外では有しない。
- ・ EEZ・大陸棚の外においても主権的権利と管轄権が歴史的権利として存在するとの主張は、国連海洋法条約と一致しない。

## 九段線に関する国際法上の判断と対応

2016年7月12日 国際仲裁裁判所判決(比 v. 中) サマリーから

国連海洋法条約が成立するまで、南シナ海における領海外の水域は、いかなる国の船舶も航海や漁業を自由に実施できる公海であった。中国が南シナ海の水域に対し排他的コントロールを行使していた証拠はなかった。

中国が九段線の内側の海域で資源に対する歴史的権利を主張することは、国連海洋法条約が規定する権利を超えるもので、いかなる法的根拠も有しない。



中国・台湾以外の国との争いが無い地点を基点としたEEZ

中国・台湾が占拠中の地点を基点としたEEZ

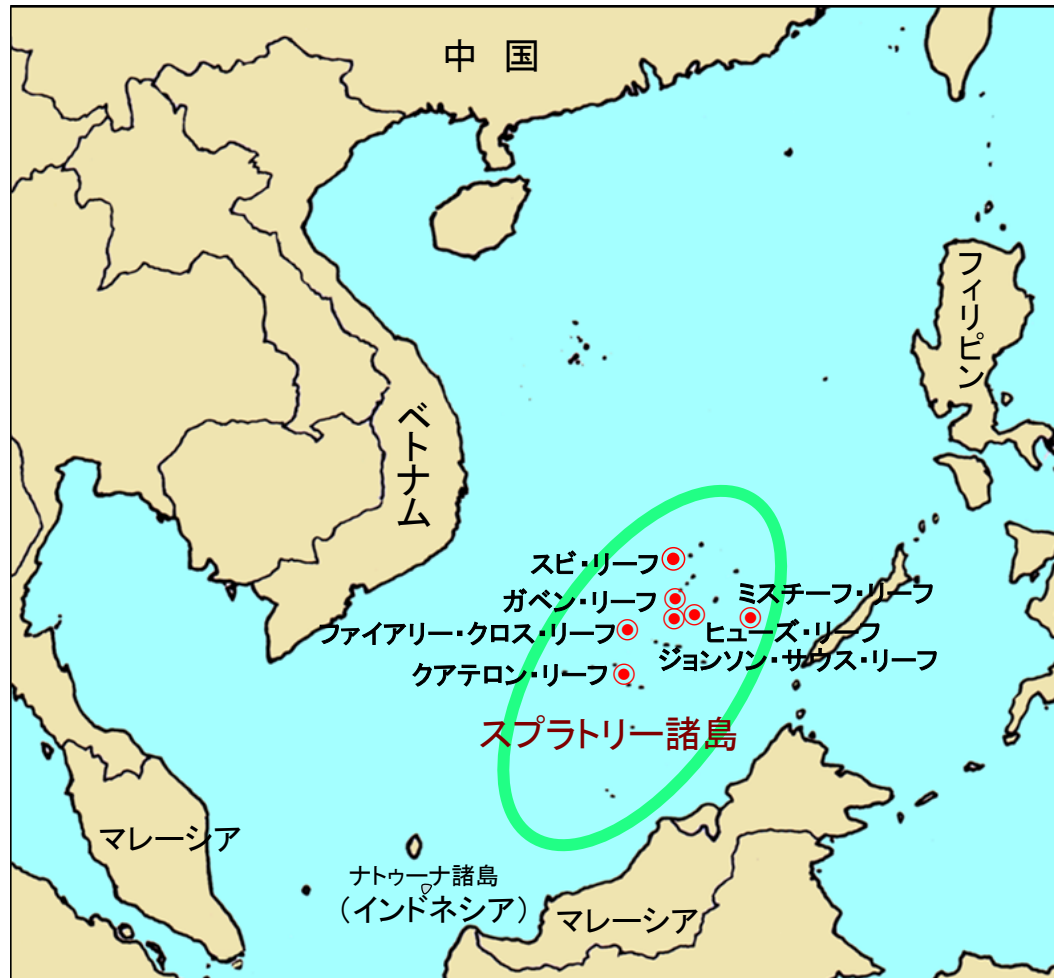
九段線で囲まれる範囲

国連海洋法条約に基づく判断と行動を求める。



# 中国による南シナ海スプラトリー諸島海域の埋め立て

③ 埋め立て

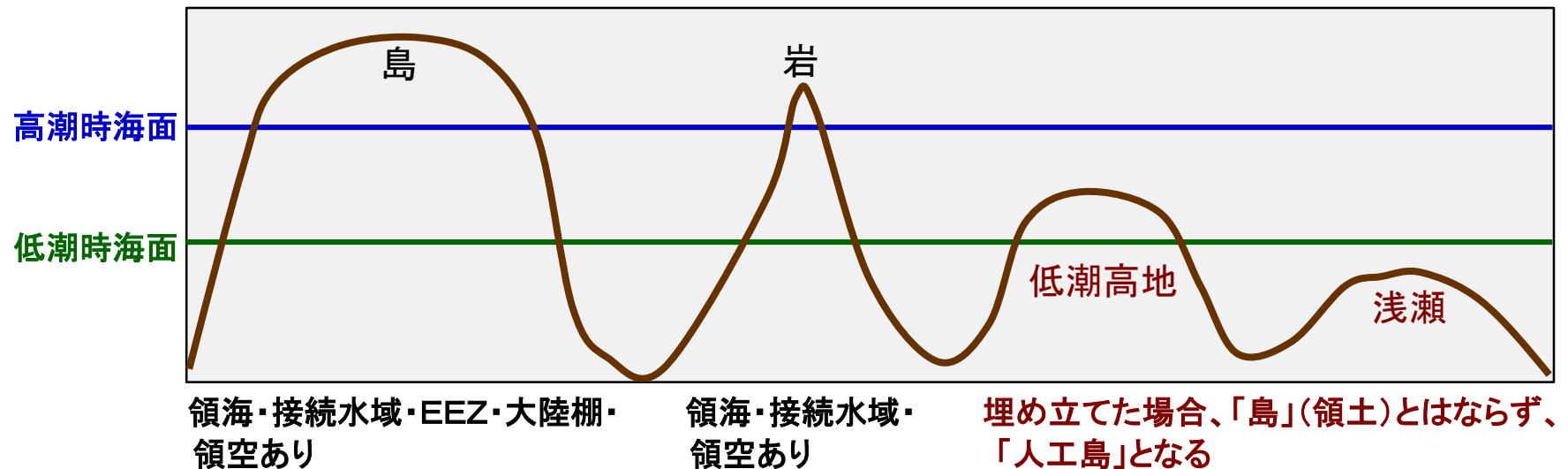


ファイアリー・クロス・リーフの埋め立て (防衛白書2016年)

# 島に関する国際法

## ○ 国連海洋法条約第121条

- 1 島とは、自然に形成された陸地で、水に囲まれ、高潮時に水面上にあるもの。
- 2 島は、領海、接続水域、排他的経済水域（EEZ）および大陸棚を有する。
- 3 人間の居住または独自の経済的生活を維持できない岩は、領海と接続水域を有するが、排他的経済水域と大陸棚は有しない。



### 国家が自国EEZ内の低潮高地や浅瀬を埋め立てた場合

- ・その国の「人工島」として排他的管轄権が及び、国内法が適用になり、周囲に500m幅の安全水域設定も可能。しかし、領海・領空・接続水域・EEZ・大陸棚を有しない。
- ・外国軍艦は「人工島」の12海里内で自由に活動でき、外国軍用機は「人工島」の上空を自由に飛行でき、主権侵害とはならない。

## 埋め立てに関する国際法上の判断と対応

2014年～ 中国は、ベトナム・フィリピン等との領有権紛争がある海域で、7か所を埋め立て、大規模な陸地と基地施設を建設

- |                       |                  |
|-----------------------|------------------|
| ① ガベン・リーフ(南薰礁)        | ⑤ スビ・リーフ(渚碧礁)    |
| ② ファイアリー・クロス・リーフ(永暑礁) | ⑥ ミスチーフ・リーフ(美濟礁) |
| ③ クアテロン・リーフ(華陽礁)      | ⑦ ヒューズ・リーフ(東門礁)  |
| ④ ジョンソン・サウス・リーフ(赤瓜礁)  |                  |

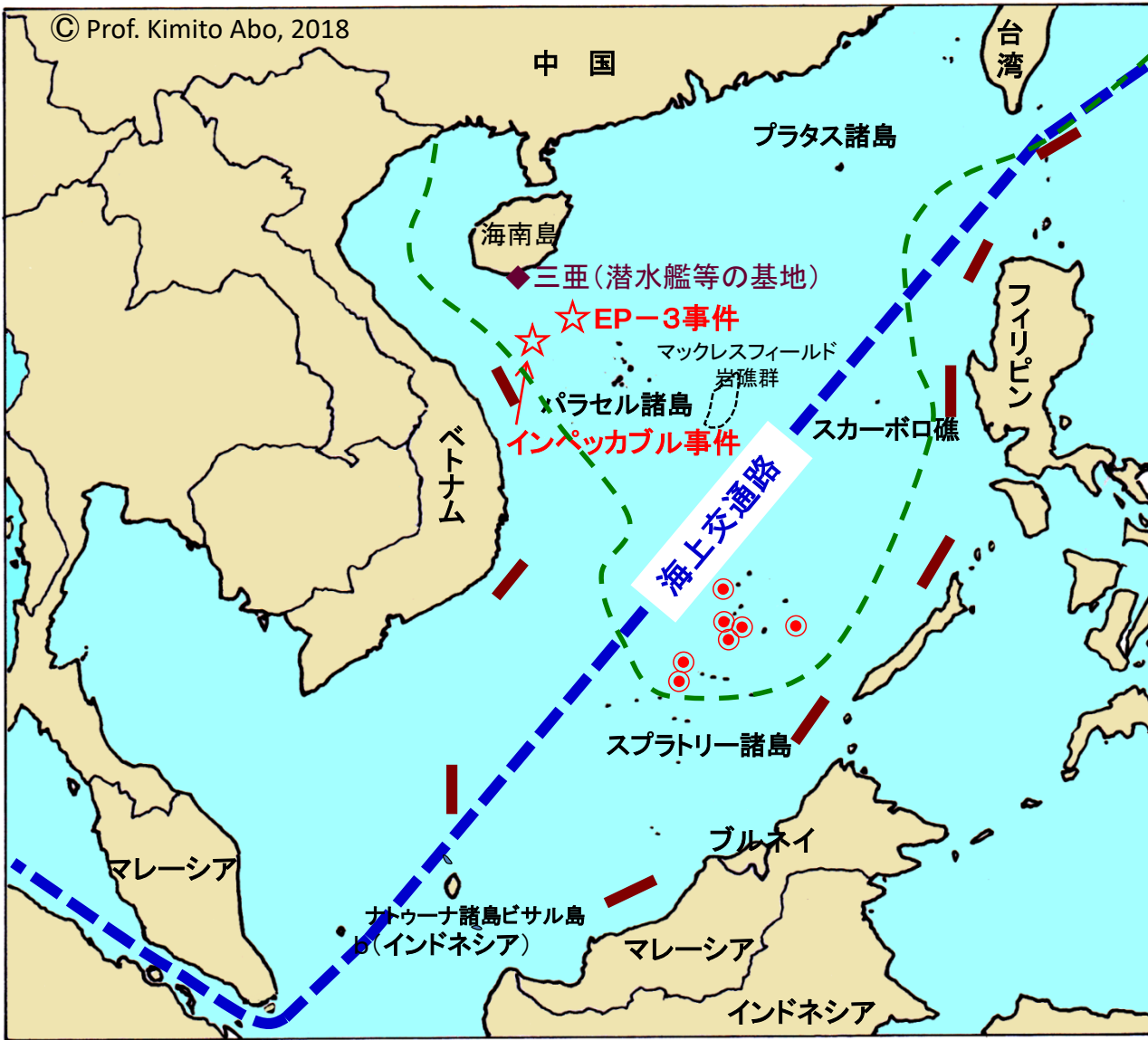
2016年7月12日 国際仲裁裁判所判決(比 v. 中) サマリーから

- ・ ①～④は、高潮時に海面上にあるが、「岩」であり、EEZ・大陸棚を有しない。  
(いずれかの国の領土となり、領海・接続水域・領空を有する。帰属判断はしていない)
  - ・ ⑤～⑦は、高潮時に海面下となる「低潮高地」である。(人工島で領海も領空も有しない)
- 
- ・ 中国は訴訟係属中に紛争を悪化拡大させない義務に違反した。
  - ・ 中国は、フィリピンEEZ内のミスチーフ・リーフを埋め立てたことなどで、フィリピンのEEZ・大陸棚の主権的権利を侵害した。
  - ・ 中国は、国連海洋法条約の下での海洋環境の保護保全の義務に違反した。

- ・ 緊張を高める一方的行為および国際法に反する行為は、黙認しない。
- ・ 安全保障上の対策が特に必要。

## 南シナ海の状況

© Prof. Kimito Abo, 2018



2014年 中国海南省は、中国漁業法を実施する「海南省規則」を施行し、「**中国の支配権が及ぶ南シナ海の海域**」で操業する外国漁船は事前に中国当局の承認を受け、許可なく行ったものは処置（没収等）するとした。

2001年 米海軍電子戦データ収集機  
EP-3が中国主張EEZ上空を飛行中、  
中国戦闘機2機がインターセプトし、1機  
が接触墜落。損傷したEP-3は海南島  
飛行場に緊急着陸し中国に抑留された。

2009年米海軍音響測定船インペッカブルが中国主張EEZで行動中、中国艦船5隻が航行を妨害し、インペッカブルの曳航式ソーナーを損壊しようとした。

**中国は、両事件に関し、自国EEZでは他国の軍事活動を認めないと主張**

2010年 中国は南シナ海に**核心的利益**があると表明

## 中国EEZでは許可を得ない如何なる 軍事活動にも反対と声明

中国の管轄権が及ぶ「国家海洋国土の主要部分」の上空は公海の上空と異なり他国航空機の飛行は制限されると表明

2012年 中国は第18回党大会政治報告で「海洋強国を建設する」方針を明示し、「海洋強国」を「海洋開発、海洋利用、海洋保護、**海洋支配**(海洋管理統制)において強大な総合力を持つ国」と説明

## 2013年 国際水域で空母遼寧を監視中の米艦に中国軍艦が停船を命じる

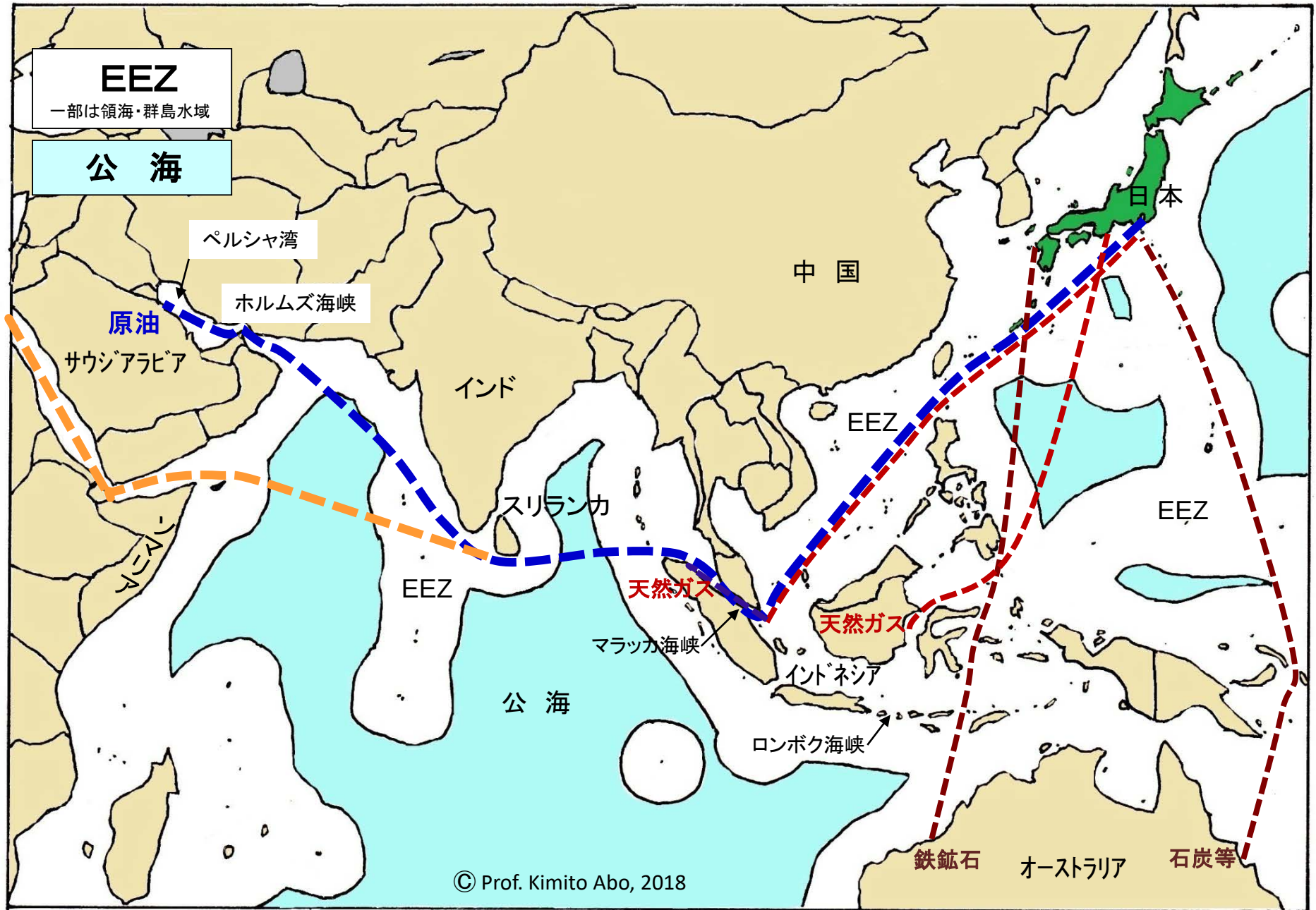
2014年～ スプラトリー諸島海域の7か所  
を埋め立て、基地施設を建設 ●

2017年 中国は第19回党大会政治報告で「海洋強国」建設加速の方針を明示



# 排他的経済水域 (EEZ) と海上交通路の位置 (大半が他国のEEZ内)

④ EEZ



## 他国EEZと安全保障の関係

### ○ 日本は海上貿易立国

- ・ 輸出入総量の99.6%が海上輸送

- ・ 資源は、ほとんど全てを輸入し、船舶で輸送

原油 99.7%    天然ガス 97.6%    石炭 100%

鉄鉱石 100%    天然ゴム 100%    綿花 100%    羊毛 100%

- ・ 食糧(カロリーベース)も 62%を輸入

### ○ 日本の重要な海上交通路の大半は他国のEEZ内に存在

### ○ 他国EEZにおける航行の自由と安全が極めて重要

☆ 他国EEZにおける海上交通の安全保障が不可欠

(海洋国はそのための活動を平素から実施している。)



## 平時 安全保障のための海軍等の活動

- ・ 訓練・演習
- ・ 監視
- ・ 安全保障目的の各種調査・情報収集  
脅威となる潜水艦の探知を容易にするため海水温度や水中音響等のデータ収集を平素から実施・・・
- ・ 海上安全保障活動 Maritime Security Operations (MSO)  
自由で開かれた海上通商を支え、また海上テロリズム等に対処するなどのために行っている。
- ・ 航行の自由作戦の実施 Freedom of Navigation (FON) Operations  
海洋法が認める範囲を逸脱した違法な主張に対し、抗議を行うとともに、海軍部隊を問題海域に送り、航行の自由等を守る意思をその行動で示す。
- ・ 海上警察権の行使 海賊取締りなど
- ・ 護衛
- ・ 違法敷設機雷・遺棄機雷の除去
- ・ 弾道ミサイル発射監視
- ・ 国連安全保障理事会決議に基づく海上阻止活動
- ・ 拡散に対する安全保障構想の措置 Proliferation Security Initiative (PSI)

## ○ すべての国の権利

EEZで、**航行・飛行等の自由**、関連するその他の国際的に適法な**海洋の利用の自由**を享受(58条1)  
(安全保障のための活動を含む)

※ ただし、沿岸国のEEZの権利に妥当な考慮を払い、また、沿岸国が国連海洋法条約第5部(EEZ)の規定に従って制定した法令を遵守する(58条3)。

## ○ 沿岸国の権利

EEZ (日本1996年設定、領海外で基線から200海里、向かい合う国との間は中間線または合意線)

- ① **天然資源**の探査、開発、保存、管理に主権的権利 (56条1a)
- ② **他の経済的探査開発活動**(海水、海流、風からエネルギー生産等)に主権的権利 (56条1a)

大陸棚 (日本1996年範囲画定、200海里を超える部分は2012年に国連大陸棚限界委員会が承認)

- ① 大陸棚の探査および**非生物資源・定着性生物資源**の開発に主権的権利 (77条1,4)
- ② 大陸棚の**掘削**を許可・規制する排他的権利 (81条)

## EEZ・大陸棚共通

- ③ **人工島・施設・構築物**に管轄権(建設の権利、排他的管轄権、500m安全水域) (56条1b(i),60条,80条)
  - ④ **海洋の科学的調査**に管轄権(規制、許可、実施などの権利) (56条1b(ii),246条1,2,248条)  
(他国が実施するためには6か月前までの許可申請必要、日中間(東シナ海)は2か月前までの事前通報で実施)
  - ⑤ **海洋環境の保護・保全**に管轄権 (56条1b(iii),210条5,216条1a)
- ①～⑤の権利行使に当たり、国連海洋法条約に従って制定する法令の遵守を確保するため、他国船舶に乗船、検査、拿捕等の必要な措置実施可(条約はEEZの生物資源の権利にのみ規定(73条1)を置くが、EEZ・大陸棚のすべての権利について実施可)

※ 自国EEZ内における外国船舶・航空機の適法な海洋の利用等を禁止・制限する権利は有しない。

☆ すべての国の海洋利用等の権利と沿岸国の資源開発等の権利との合理的なバランスが確保されている。

## EEZにおける安全保障の活動と国際法

### ○ 慣習国際法

EEZが1970年代に世界の海に増え始めてから今日まで、各国海軍はその海域が公海であった時と全く同様に他国EEZにおいて監視、情報収集等を実施し、そうした活動を実施する権利があるとの法的信念を有してきた。国際社会はこれを一般に受け入れてきた。他国EEZで海軍が安全保障の活動を行うことは慣習国際法上認められている。

### ○ 国連海洋法条約(1982年採択、1994年発効)

EEZで、航行の自由、上空飛行の自由、海底電線・パイプライン敷設の自由を認め、また、「これらの自由に関連し、及びこの条約のその他の規定と両立するその他の国際的に適法な海洋の利用の自由を享有する」と規定(58条1)。

慣習国際法上適法な安全保障の活動は、国連海洋法条約の「他の国際的に適法な海洋の利用の自由」に含まれている。

※ 他国EEZ内の活動は、沿岸国のEEZの権利(資源開発等)に妥当な考慮を払い、また沿岸国が国連海洋法条約第5部(EEZ)の規定に従って制定した法令(漁業法等)を遵守する限り、適法(58条3)。

### 国際法上の判断

- ・すべての国のEEZで、安全保障の活動を実施する権利がある。
- ・沿岸国は、自国EEZで、外国による適法な安全保障の活動を禁止・制限してはならない。

## 他国EEZにおける「海洋の利用の自由」維持の重要性

- 日本は海上貿易立国
- 日本の重要な海上交通路の大半は他国のEEZ内に存在
- 他国EEZにおける海上交通路の航行の自由と安全は、わが国にとって不可欠であり、また、国際貿易・国際経済の基盤であることから国際社会全体の安定と発展にとっても不可欠
- 海洋国の海軍等は、平素から、他国EEZで、航行の自由と安全を守るための活動を実施
- ★ 他国EEZにおける「海洋の利用の自由」(安全保障のための活動を含む)を認める現行海洋法の効力を維持していくことは極めて重要
- ◆ 中国は自国EEZの支配(外国の安全保障活動排除など)へ向かっている。これは、海上交通路における航行の自由と安全の確保を困難にする。  
中国に同調する国が現れると、海洋法の本質的変化を招く可能性もある。

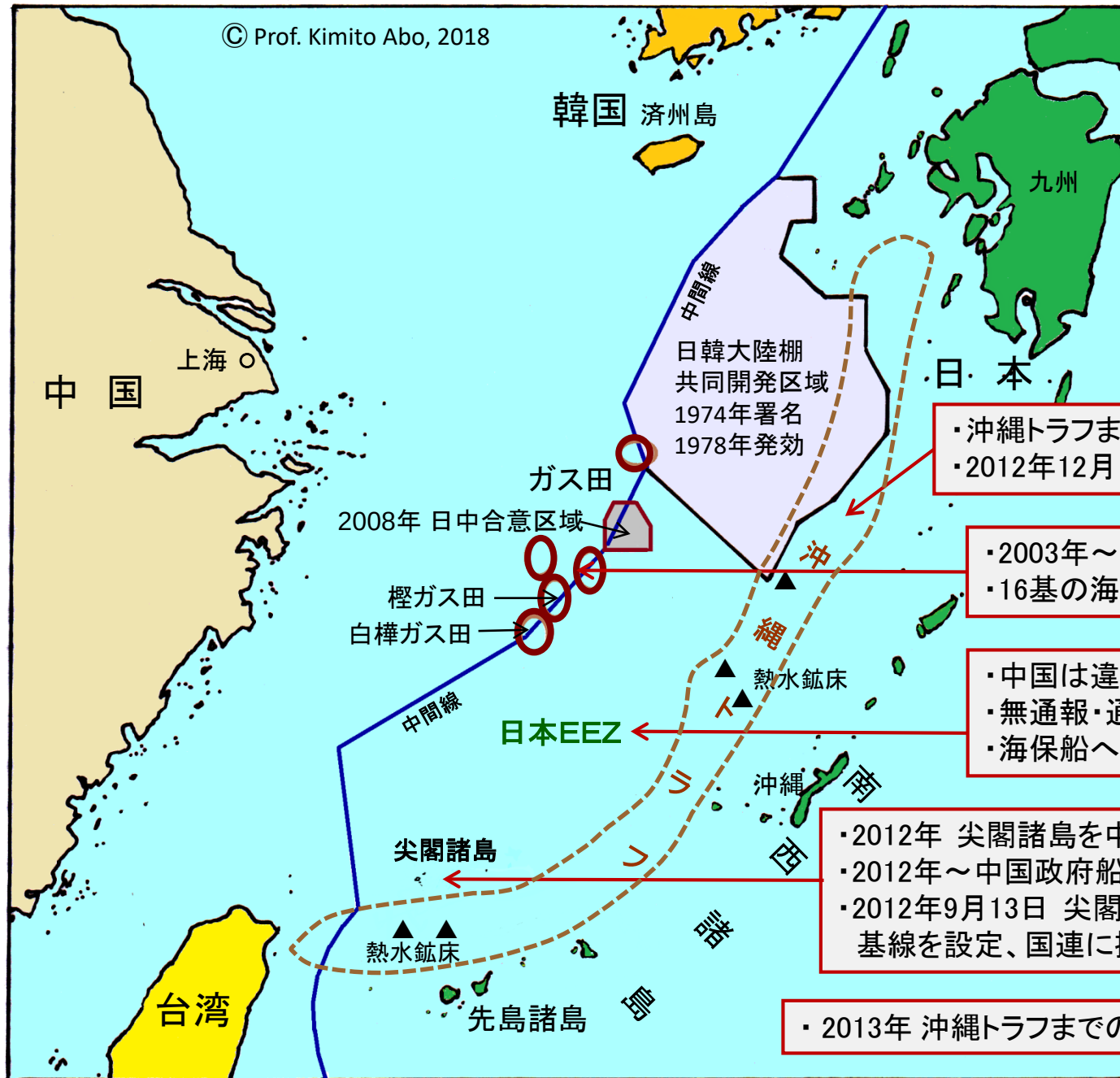
### わが国の対応

海洋国・友好国と連携し、他国EEZにおける国際法上の「海洋の利用の自由」維持に努め、また、海上交通の自由と安全の確保に寄与していく。

南シナ海等における日本の活動    2011年～日・米・豪共同訓練(南シナ海)、2011年～多国間掃海訓練(ペルシャ湾等)  
 2014年～日・米空母部隊訓練(南シナ海等)、2015年～日・比共同訓練(南シナ海)  
 2017年「いずも」等を南シナ海・インド洋に派遣など  
 2018年「かが」等を南シナ海・インド洋に派遣など

# 東シナ海の状況

© Prof. Kimito Abo, 2018



・沖縄トラフまでを中国の大陸棚と主張  
・2012年12月14日 国連に申請

・2003年～中国はガス田一方的開発  
・16基の海洋プラットフォームを設置

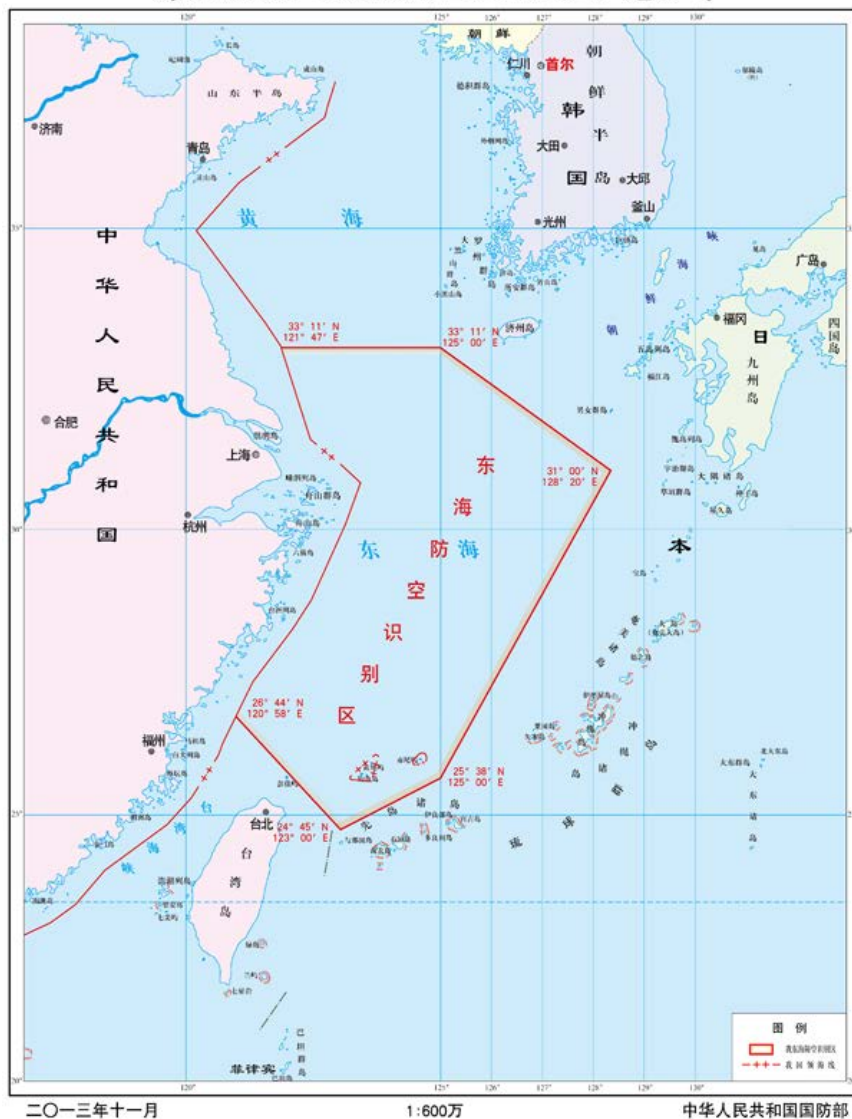
・中国は違法な資源探査を実施  
・無通報・通報区域外の調査も実施  
・海保船への妨害活動を実施

・2012年 尖閣諸島を中国の核心的利益と主張  
・2012年～中国政府船舶による主権侵害常態化  
・2012年9月13日 尖閣諸島に直線基線的領海基線を設定、国連に提出

・2013年 沖縄トラフまでの上空に防空識別区設定

## 2013年 中国は東シナ海に「東海防空識別区」を設定

### 東海防空識別区划设示意图



(中華人民共和国駐日本大使館H.P.で公開された図)

中国領空外の国際空域等に設定  
(中国EEZと日本の領域・EEZの上空)

国際法上、国際空域では、すべての  
国のすべての航空機に飛行の自由  
等が認められる

中国は、防空識別区を飛行する外  
国機に対し中国国防部の指令に従  
う義務を課し、また、識別に協力しな  
い場合と国防部の指令に従わない  
場合に、「中国の武装部隊は防御の  
ための緊急措置をとる」



明確な国際法違反  
日本領域に設定は主権侵害



## 中国設定防空識別区内における日本等の活動

○ 海自哨戒機は、東シナ海の中国設置海洋プラットフォーム付近で警戒監視を実施（防衛白書2018年）

○ 国連安保理の北朝鮮制裁決議に違反する船舶（いわゆる瀬取り）の情報収集（防衛省H.P. 防衛白書2018年）

2018年2月13日 海自P-3Cは、上海東方約250kmの東シナ海で、北朝鮮船籍タンカー「Rye Song Gang 1号」とベリーズ船籍タンカー「Wan Heng 11号」が横付けしているのを確認

2018年2月16日 海自P-3Cと「せんだい」は、上海東方約250kmの東シナ海で、北朝鮮船籍タンカー「Yu Jong 2号」と「闽宁德油078」（福建寧徳市油槽船を意味する）が横付けし、ホース接続を確認

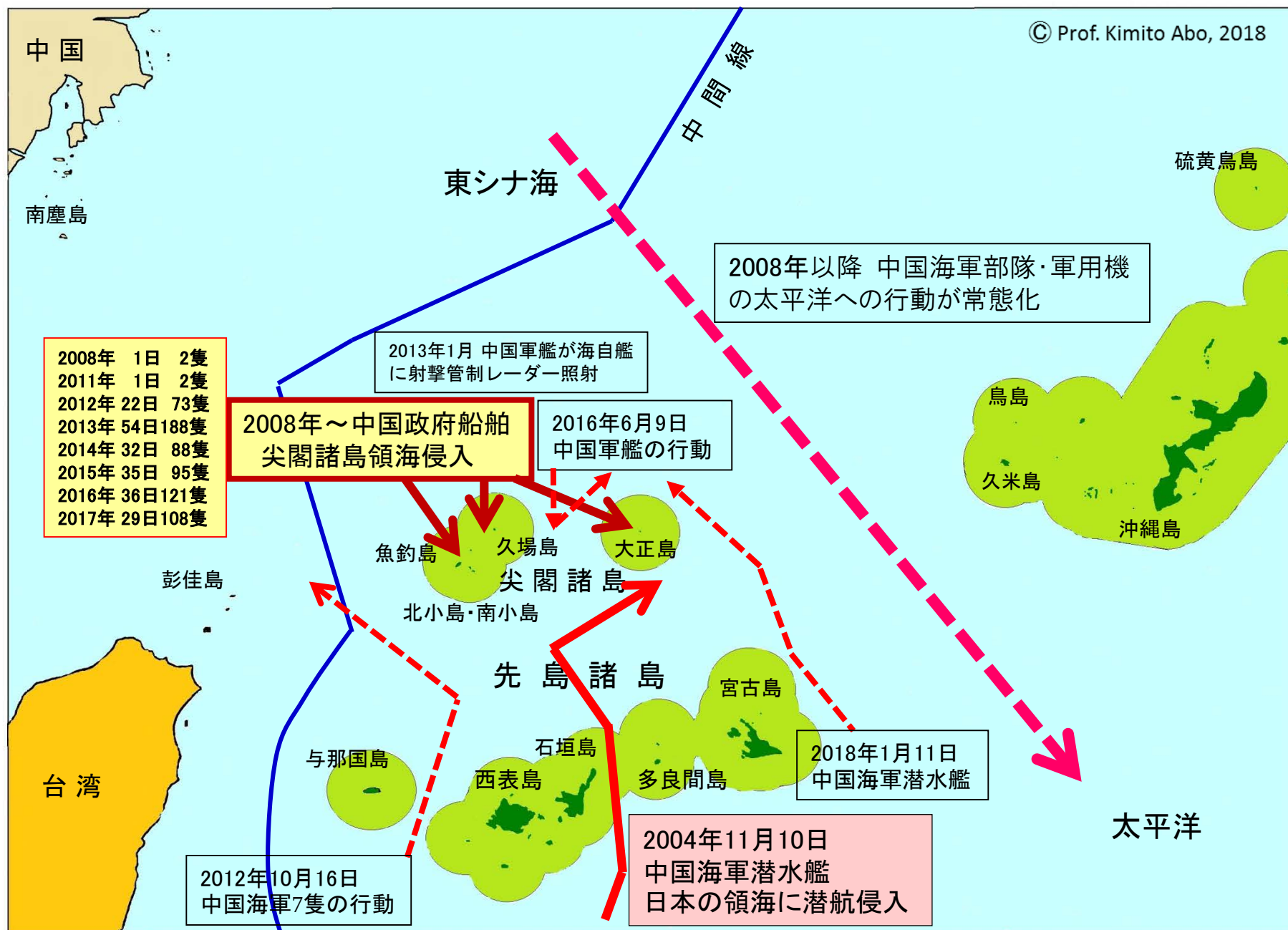
○ 2018年 アメリカ・カナダ・オーストラリア・ニュージーランドの哨戒機も東シナ海で警戒監視活動等を実施

わが国の対応（防衛白書2018年）

中国による「東シナ海防空識別区」設定後も、防衛省・自衛隊は、当該区域を含む東シナ海において、従前どおりの警戒監視などを実施している。

引き続き、わが国周辺海空域における警戒監視に万全を期す・・・。

## 日本の領土・領海と中国政府船舶・軍艦の行動（尖閣諸島海域）



## 南シナ海の事例からみた尖閣諸島領土保全の参考

○ 中国による南シナ海島嶼の占拠(4群島の領有権主張開始は1950年)

- |                                        |                          |                                       |
|----------------------------------------|--------------------------|---------------------------------------|
| ① パラセル諸島(西沙群島)                         | 部分占拠 1950年<br>完全占拠 1974年 | 台湾軍撤退直後、仏軍不在の島<br>南ベトナム軍が弱体化し、米の支援もなし |
| ② スプラトリー諸島(南沙群島)                       | 占拠開始 1988年               | 越軍の島嶼防衛力乏しく、ソ連の越支援なし                  |
| ・ 比EEZ内のミスチーフ・リーフ占拠                    | 1994年                    | 米軍がフィリピンから撤収後                         |
| ・ 中国:スプラトリー諸島の7か所を占拠し、大規模埋め立て、基地施設を建設  |                          |                                       |
| ※ 台湾:スプラトリー諸島最大のイツアバ島占拠                |                          | 台湾軍・海岸巡防署要員常駐                         |
| ※ 他の諸国の占拠箇所または構築物:ベトナム22、フィリピン9、マレーシア5 |                          |                                       |
| ③ プラタス諸島(東沙群島)                         | 中国本土に近いが未占拠              | 台湾軍・海岸巡防署要員常駐                         |
| ④ (マックレスフィールド岩礁群(中沙群島):海面下)            |                          |                                       |
| ⑤ スカーボロ礁(黄岩島)                          | 占拠開始 2013年               | 2012年に比軍撤収                            |

☆ 占拠を実行したのは

- (1) 無人の島(岩)・低潮高地
- (2) 相手が十分な防衛能力を有しない場合
- (3) 大国が相手側に味方して介入しない/できない場合

明確な防衛の意思と能力および同盟国の支援は、抑止効果を発揮する。

- ・ 平素から主権侵害排除措置・自衛措置の実施を可能とする国内法整備が必要。
- ・ 積極的防衛の意思・態勢等が必要。